

<企 画 課>

1 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

ア HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく8年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

イ このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いいたしたい。

ウ また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いいたしたい。

エ さらに、身体障害者福祉法に基づく更生医療を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

2 障害者ケアマネジメント体制支援事業について

ア 障害者ケアマネジメント体制支援事業は、地域に暮らす障害者のニーズに即した地域生活を支えることを目的として、障害者ケアマネジメントの普及並びに各自治体における障害者ケアマネジメント体制の整備を目指して実施してきたところである。

イ 障害者ケアマネジメントについては、各自治体や障害者団体等より、位置付けの明確化や制度化等の要望を受けてきたところでもあり、今回の通常国会に上程した「障害者自立支援法（仮称）」において、「市町村を基礎とした障害者相談支援体制の確立」を目指しており、障害者ケアマネジメントの手法を取り入れた相談支援体制の充実を図ることとしている。

ウ このような中、本事業については、制度改正も踏まえ平成17年度も継続的に実施することとしている。特に、障害者ケアマネジメント従事者研修については、本年度の国の研修において3障害合同の演習を行うなどの取り組みを行ったところでもあり、また、平成17年度は制度改正に対応した内容を加えることを想定し、できるだけ早期に要綱等をお示しすることとしているので、各都道府県等におかれては今後の制度改正の動きを踏まえつつ、国の研修内容に準じた準備並びに実施をお願いしたい。

エ なお、新法施行の中で、障害者ケアマネジメント従事者の質の向上や人材養成については、相談支援体制の充実において非常に重要であることから、各都道府県が実施する地域生活支援事業に位置づけているところである。

特別児童扶養手当等について

(1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。

平成11年以降、毎年、消費者物価指数は低下しているが、平成12年度から平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置により手当額を据え置いてきたところであり、平成15年度及び平成16年度については、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価下落分(マイナス1.7%)は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価下落分のみの額の改定を行うという公的年金と同じ取扱いとしてきたところである。

平成17年度以降は、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分(1.7%)を解消することとする予定である。(当該内容の法案が本年2月4日に国会へ提出され、年度内に成立する見込みである。)

	(現 行)	(平成17年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	50,900円	→ 据え置き
(2級)	33,900円	→ 据え置き
特別障害者手当	26,520円	→ 据え置き
障害児福祉手当	14,430円	→ 据え置き
福祉手当(経過措置分)	14,430円	→ 据え置き
(参 考)		
障害基礎年金1級(月額)	82,758円	→ 据え置き
障害基礎年金2級(月額)	66,208円	→ 据え置き

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他の他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和40年政令第270号)」に基づき交付されているところであるが、平成16年度事業実績報告及び平成17年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	15年度		16年度
・ 政令第1条第1号に規定する額	2,297円	→	2,326円
・ 政令第2条に規定する額	1,442円	→	1,458円

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県の認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 有期認定の際の額改定事務において、
 - ①増額改定の場合、受給者が増額の申請を行っていないにもかかわらず、職権にて事務処理している事例
 - ②減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書

の診断日ではなく有期満了日としている事例

- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例
 - ・ 認定請求書の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例
 - ・ 障害認定に当たって、診断書の記載内容に不備がある場合や、申請に係る障害分野の専門医が作成したものではない診断書によって認定が行われている事例
- 各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案の概要

1. 法律案の内容

(1) これまでの経緯

児童扶養手当等の各種手当の手当額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」が採られている。

しかしながら、平成12年度以降は、年金と共にいわゆる物価スライド特例法に基づき、物価の下落に伴う手当額の改定の特例措置を講じており、平成16年度においても、平成16年度物価スライド特例法により1.7%かさ上げされた状態となっている(下記表を参照)。

(2) 法律案の内容

○ 平成16年度物価スライド特例法は平成16年度限りの特例措置であり、今後何も措置を講じなければ、平成17年4月からは、本来の自動物価スライドの規定により1.7%引き下げられることとなる。

このため、本法律案は、この1.7%の特例措置の平成17年度以降の取扱い(解消方法)を定めるもの。

○ 具体的には、1.7%の特例措置について、現下の社会経済情勢にかんがみ年金制度における解消の仕組みに準じて、平成17年度以降、

・物価が上昇した際には、手当額を据え置く

・物価が下落した際には、その下落分だけ手当額を引き下げる

ことにより、徐々に解消していくルールを定めるものである。

2. 対象となる手当

児童扶養手当	医療特別手当
特別児童扶養手当	特別手当
障害児福祉手当	原子爆弾小頭症手当
特別障害者手当	健康管理手当
経過的福祉手当	保健手当

3. 施行期日

平成17年4月1日

(参考)物価の動向(※平成12～14年度は手当額を据え置く特例措置を講じた。)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
前年比(%)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0

← 特例措置分累積△1.7



平成12～14年度物価スライド特例法でかさ上げ

→

↑ 平成15年度物価スライド特例法で引き下げ



平成16年度物価スライド特例法で引き下げ

(参考2) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成17年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成16年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成17年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成16年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

心身障害者扶養保険について

心身障害者扶養保険制度については、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた（第3次改正）ところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、第3次改正以降も厳しい状況にあり、また、平成17年度が5年に一度の制度の見直しの年にあたることから、国としてもその必要性も含めて検討が必要と考えている。

(参考1) 心身障害者扶養共済制度の加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数 (年度末)		年金受給者数 (年度末)	
	延数	実人員	延数	実人員
44	-	733	-	-
45	-	46,530	-	139
46	-	63,320	-	477
47	-	65,149	-	872
48	-	67,088	-	1,382
49	-	69,838	-	1,912
50	-	72,183	-	2,458
51	-	74,357	-	3,038
52	-	76,732	-	3,644
53	-	78,662	-	4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365
15	98,576	70,796	37,854	33,565

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成15年度末現在)

単位：百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	121,084	131,309	143,188	162,263
② 年金資産額	41,267	43,065	44,982	47,740
③ 差引額(①-②)	79,817	88,244	98,206	114,523
④ 公費負担現価	42,884	42,884	42,884	42,884
⑤ 不足額(③-④)	36,933	45,360	55,322	71,639

(参 考)

(平成14年度末現在)

単位：百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	117,806	127,891	139,628	158,518
② 年金資産額	40,715	40,715	40,715	40,715
③ 差引額(①-②)	77,091	87,176	98,913	117,803
④ 公費負担現価	43,892	45,942	48,138	51,314
⑤ 不足額(③-④)	33,199	41,234	50,775	66,489

(参考3)

新法人名 独立行政法人福祉医療機構

主務府省名 厚生労働省

中期目標	中期計画
<p data-bbox="443 331 898 368">独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p data-bbox="197 427 566 459">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="197 459 1137 660">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p data-bbox="197 660 1137 715">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p data-bbox="197 715 1137 769">なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとすること。</p> <p data-bbox="208 817 678 849">(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="208 849 1137 916">扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p> <p data-bbox="208 1046 647 1078">(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="208 1078 1137 1177">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p data-bbox="1397 344 1852 381">独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p data-bbox="1149 440 1518 472">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="1149 472 2114 673">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p data-bbox="1149 673 2114 727">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p> <p data-bbox="1160 826 2022 858">(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1160 858 2114 1024">扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> <p data-bbox="1160 1059 1993 1091">(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1160 1091 2114 1190">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2ヶ所）を開催する。</p>